平成２３年（フ）第７５号
盛岡市西松園１丁目４番16号
債務者　柴田　治子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第７８号
盛岡市上田字東黒石野55番地50
債務者　高橋　和昭
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第９号
秋田県能代市二ツ井町仁鮒字小掛道68番地３
債務者　奥村　隆子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第１８５号
茨城県日立市河原子町３丁目７番５号
債務者　河　　泰龍
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２０６号
茨城県日立市末広町５丁目14番27号
債務者　小泉　　都
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第１０号
埼玉県東松山市神明町１丁目９番12号
債務者　中島　真弓
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８８１号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本93番地の１　ダイエイハイツＢ棟
債務者　石見　秀夫
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１３号
神奈川県平塚市中里27番22号
債務者　柏谷　　昇
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６号
神奈川県秦野市寿町７番20号
債務者　小泉　有里
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３０号
神奈川県愛甲郡愛川町中津198番地の１　グランデール藤203
債務者　梅澤　千春
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第３号
名古屋市名東区高針２丁目2316番地　アップルハウス205号
債務者　加藤　郁美（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２６号
名古屋市名東区香南１丁目101番地　県営猪子石住宅Ｃ棟501号
債務者　原田登志子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１６号
名古屋市瑞穂区苗代町４番19号
債務者　小川　辰夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５０号
名古屋市緑区大高町字子ノ年１番地　スペクトル大高801号
債務者　小川　一彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６９号
愛知県西尾市上矢田町水向45番地１　ハイネス早川302号室
債務者　野村美恵子（旧姓赤星）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
兵庫県西脇市小坂町37番地の28　ジュアン参番館202号
債務者　樋口　耕司
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第１３５号
兵庫県西脇市小坂町37番地の28　ジュアン参番館202号
債務者　樋口　和泉
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第３４５１号
福岡県糟屋郡篠栗町大字津波黒112番地21
債務者　神崎　清隆
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部